

議員発案第2号

由利本荘市議会基本条例の一部改正について

由利本荘市議会基本条例（平成25年由利本荘市条例第45号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和5年3月17日提出

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男 様

|     |           |         |
|-----|-----------|---------|
| 提出者 | 由利本荘市議会議員 | 長 沼 久 利 |
| 賛成者 | 同 上       | 三 浦 晃   |
|     | 同 上       | 大 友 孝 徳 |
|     | 同 上       | 佐々木 隆 一 |
|     | 同 上       | 佐 藤 正 人 |
|     | 同 上       | 小 川 幾 代 |

提案理由

この条例の目的が達成されているか検討する体制を整えるため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会基本条例の一部を改正する条例 (案)

由利本荘市議会基本条例の一部を改正する条例

由利本荘市議会基本条例 (平成 25 年由利本荘市条例第 45 号) の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条)

第 2 章 議会及び議会の活動原則 (第 2 条—第 4 条)

第 3 章 市民と議会との関係 (第 5 条)

第 4 章 市長等と議会との関係 (第 6 条—第 8 条)

第 5 章 議会運営 (第 9 条—第 11 条)

第 6 章 会派 (第 12 条)

第 7 章 政務活動費 (第 13 条)

第 8 章 議員の身分及び待遇 (第 14 条・第 15 条)

第 9 章 議会及び議会事務局の体制整備 (第 16 条—第 19 条)

第 10 章 補足 (第 20 条・第 21 条)

附則

前文の次に次の章名を付する。

第 1 章 総則

第 1 条の次に次の章名を付する。

第 2 章 議会及び議員の活動原則

第 3 条第 1 号中「議員間」の次に「の自由で活発な」を加え、同条第 2 号中「自らの資質向上に努めるとともに」を「日常の研修活動を通じて自らの資質向上に努めるとともに」に改め、同条第 3 号中「市民全体の福祉の向上に資する活動をする事」を「議会の構成員として、個別的又は地域的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上に資する活動をする事」に改める。

第 4 条の次に次の章名を付する。

### 第3章 市民と議会との関係

第5条第2項中「施策」を「政策立案」に改め、同条第3項中「提案」を「提出」に、「聞く」を「聴く」に改める。

第5条の次に次の章名を付する。

### 第4章 市長等と議会との関係

第6条第2号中「又は委員会」を削り、「市長等は、」の次に「議員からの質疑及び質問に対し、その論点を整理し、質疑及び質問の趣旨確認をするため、」を加え、「又は委員長」を削り、「得て、」の次に「当該」を、「議員に対し」の次に「、その考え方を問い返し、又は対案の提示を求めるための」を加える。

第7条第1項第3号中「政策等の基本構想に基づく基本計画における位置付け」を「総合計画との整合性」に改める。

第8条の次に次の章名を付する。

### 第5章 議会運営

第9条第1項中「議会」を「議長」に改め、同条第2項中「議会は、」の次に「本会議及び委員会における」を加える。

第11条第1項中「委員会の調査研究活動を」を「その所管に係る市政の課題の調査研究活動を」に改め、同条の次に次の章名を付する。

### 第6章 会派

第12条第2項中「議会運営」を「政策形成」に改め、「応じて」の次に「会派の代表により」を加え、同条の次に次の章名を付する。

### 第7章 政務活動費

第13条の次に次の章名を付する。

### 第8章 議員の身分及び待遇

第15条の次に次の章名を付する。

### 第9章 議会及び議会事務局の体制整備

第19条の次に次の章名を付する。

### 第10章 補足

第21条中「ときは、」の次に「議会運営委員会で検討し、」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で委員の任期ごとに検討し、その結果を議会全員協議会に報告の上、公表しなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。